

令和2年10月1日  
宇都宮市上下水道局企業総務課

## 建設業法等の一部改正に伴う本市の対応について

建設業法等の一部が改正されたことに伴い、建設工事請負契約書の改正を行いましたのでお知らせします。

### 1 改正内容

#### (1) 著しく短い工期の禁止について

公共工事の発注者に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した発注者に対して、国土交通大臣等は、必要があると認められるときは、勧告等を行うことができることとした。

#### (2) 監理技術者の専任義務の緩和について

監理技術者を配置する工事で、監理技術者補佐を設置する場合に関する事項について規定した。

なお、監理技術者の制度運用につきましては、国のガイドライン等の情報がわかり次第、改めてご案内いたします。

### 2 その他

#### 契約書の記載事項について

工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定める場合は、その内容を契約書に記載することとなります。

- ・工事を施工しない日とは・・・年末年始、お盆、ゴールデンウィークなどの休日  
毎週決まった曜日の場合（※不定期の場合は記載不要）
- ・工事を施工しない時間帯とは・・・毎日決まった時間の場合（制約があり、施工できない時間がある場合など）  
（※不定期の場合は記載不要）

該当しない場合は項目を削除することとなりますので、契約書には、必ず捨印を押印してください。

### 3 適用

令和2年10月1日以降、契約締結する工事